

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する生殖補助医療部会、
生殖補助医療技術に関する専門委員会、日本産科婦人科学会の見解

	生殖補助医療技術 に関する専門委員会	生殖補助医療部会	日本産科婦人科学会
提供された精子による 人工授精 (AID)	○	○	○ (平成9年会告)
提供された精子による 体外受精	○	○	(○) (平成15年度倫理審議会)
提供された卵子による 体外受精	○	○	(○) (平成15年度倫理審議会)
提供された胚の移植	○	○	(×) (平成14年度倫理委員会 見解)
卵子提供がない場合の 胚提供	○	× (当分の間認めない)	(×) (平成14年度倫理委員会 見解)
代理懐胎 (借り腹、代理母)	× (罰則付きで禁止)	× (罰則付きで禁止)	× (平成15年度会告)
兄弟姉妹等からの提供	○	× (当分の間認めない)	(×) (当面認めない) (平成15年度倫理審議会)
出自を知る権利	提供者が承認した、 提供者を特定できな い情報に限って開示	提供者を特定できる 情報まで開示	/

※○：認める、×：認めない

(○)、(×)：日本産科婦人科学会の倫理委員会、倫理審議会において認める・認めないの判断がな
されたもの (学会の会告ではない)

○精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する各国制度の比較表

	日本 上段:生殖補助医療報告書 下段:日本産科婦人科学会報告書	イギリス	フランス	ドイツ
規制法律名	なし	・ヒトの受精及び胚研究に関する法律 (HFEA法) (1990年制定) ・代理出産幹旋法 (1985年制定)	・生命倫理法典、保健医療法典等の一括改正法の総称 (1994年制定)	・胚保護法 (1990年制定) ・養子幹旋及び代理母幹旋禁止に関する法律 (1989年制定) ・〈医師会指針〉
AID (提供精子による人工受精)	容認	容認	容認	容認
提供精子による体外受精	容認	容認	容認	原則として認めない (州医師会の常設委員会の承認が必要)
提供卵子による体外受精	容認	容認	容認	禁止
提供胚の移植	認めない	容認	容認 (司法当局に親とされる必要性あり)	原則として認めない (糸のための生命維持のためは提供可能)
代理懐胎 (代理母・借り腹)	禁止	商業的な代理出産を禁止	禁止	禁止
事実婚夫婦への施術	認めない	容認 (子の痛社の観点からの要件あり)	容認 (2年以上の共同生活の証明が必要)	原則として認めない (州医師会の常設委員会の承認が必要)
提供者への対価の支払い	実費相当分及び医療費を除き禁止 営利目的での精子の幹旋を認めない	許容される一定額を除き禁止	禁止	禁止
提供者の匿名性	匿名	匿名	匿名	匿名
兄弟姉妹・友人等からの提供	認めない	容認	禁止	容認
出自を知る権利	提供者を特定できる情報まで開示を認める (認めない)	提供者を特定できない個人情報の開示	認めない	判決例上、認められる
実施医療機関の指定	厚生労働大臣又は地方自治体産科婦人科学会へ 厚身本産科婦人科学会へ 施設登録	HFEAによる許可制	保健大臣による許可制	連邦医師会への施設登録
監督機関等	(管理機関) 公的機関の設置	(諮問・監督機関) ヒトの研究に関する認可 (HFEA) の監督の受け (保健省の認可) を独立行政	(諮問機関) 生殖に関する医学・生物学会 (監督機関) 保健省	(監督機関) 連邦体外受精登録センター (連邦医師会、学が中心に運営している)
親子関係の確定	妊娠・出産した女性が母。同意した男性が父。 (専門委員会報告書)	妊娠・出産した女性が母。同意した男性が父。合には、法当局による親権当移動の決定を受けなければならない	妊娠・出産した女性が母。同意した男性が父。	妊娠・出産した女性が母。同意した男性が父。

※ アメリカ合衆国では、いくつかの州において有償の代理母契約を無効とするなどの規制がなされているが、連邦レベルでの生殖補助医療についての規制はなされていない。
〈H13年度厚生科学研究「諸外国の精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療に係る制度及び実情に関する調査研究」より〉

生殖補助医療についての意識調査 2003
結果概要

生殖補助医療技術についての意識調査 2003 の概要

(平成 15 年 5 月)

I 調査方法の概要

- 調査主体 平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「生殖補助医療技術に対する国民の意識に関する研究」主任研究者：山縣然太郎(山梨大学医学部教授 保健学Ⅱ講座)、分担研究者：星 和彦(山梨大学医学部教授 産婦人科学講座)、平田修司(山梨大学医学部助教授 産婦人科学講座)、武田康久(山梨大学医学部助教授 保健学Ⅱ講座)
- 目的 夫婦以外の第三者が妊娠や出産に関わる生殖補助医療技術などについて、広く一般の方々を対象として意識を調査し、今後のわが国の生殖医療を考える際の資料とすることを目的とした。
- 対象者 全国 200 地点から無作為抽出した 20～69 歳の男女 8000 名のうち、実際に調査票を本人に届けることができた 5840 名。
- 調査方法 全国の保健所の職員による訪問配布、訪問回収(一部郵送)。5840 名のうち 2522 名には調査票のみを配布(調査票のみ群)した。残り 3318 名には生殖補助医療技術について説明したリーフレットを合わせて配布(リーフレット群)した。

- 調査期間 平成 15 年 1 月
- 回収率 62.4% (回収数 3647 名)

※集計に当たっては、「生殖補助医療技術についての意識調査」(1999)の調査結果との比較を行った。

II 調査結果の概要

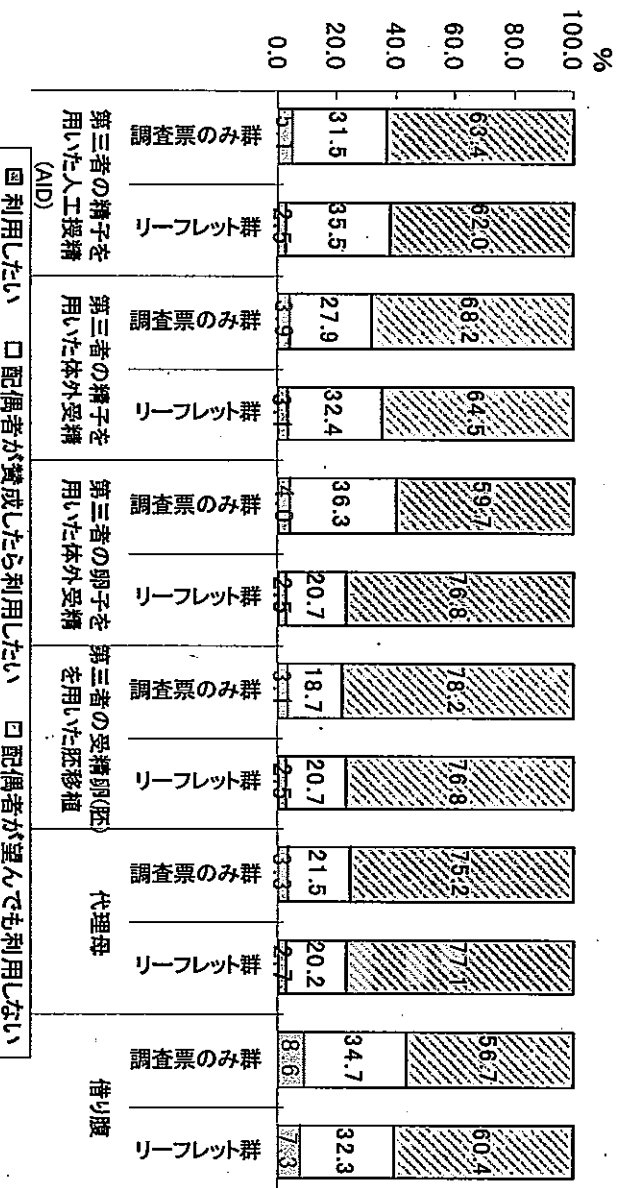
1. 夫婦以外の第三者が妊娠や出産に関わる生殖補助医療技術の利用

(設問) あなたが望んでいるのになかなか子どもに恵まれないとしたら、夫婦以外の第三者が妊娠や出産に関わる生殖補助医療技術(注)を利用しようと思えますか。

(注) 提供された精子による人工授精(AID)、第三者の精子を用いた体外受精、第三者の卵子を用いた体外受精、第三者の受精卵(胚)を用いた胚移植、代理母(第三者の卵子と子宮を用いた代理懐胎)、借り腹(第三者の子宮を用いた代理懐胎)の各々について質問。「2.」も同様。

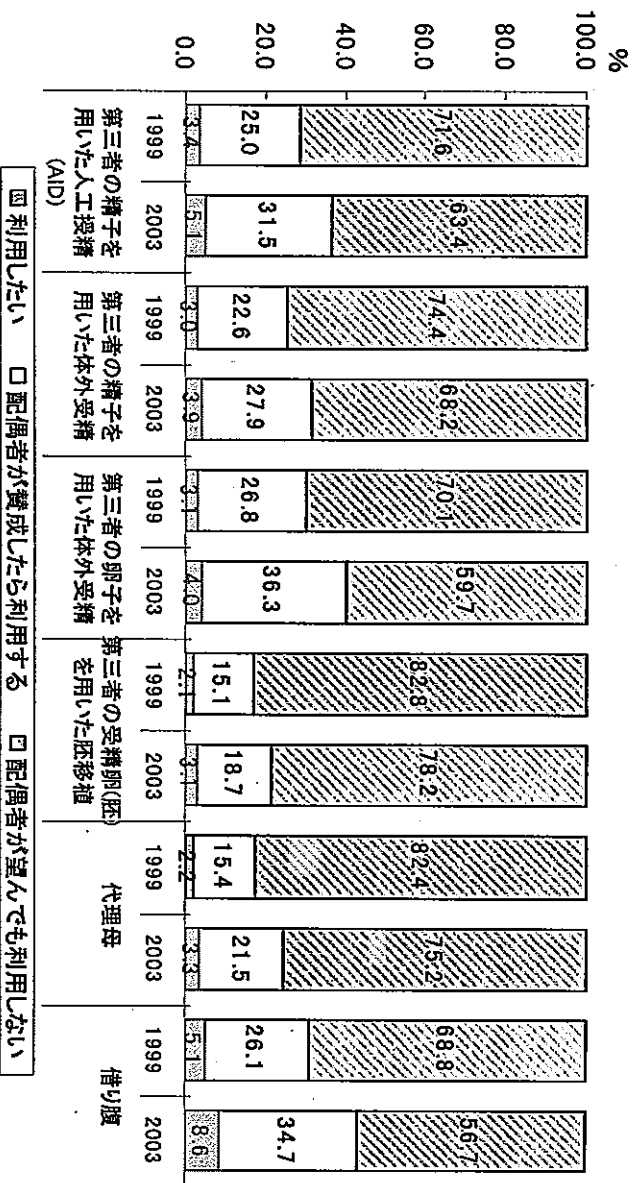
(1) 「調査票のみ群」「リーフレット群」別集計

調査票のみ群とリーフレット群では大きな違いはなく、いずれも、「利用したい」との回答は数パーセントであり、ほとんどの技術で「利用しない」との回答は6割以上となっている。



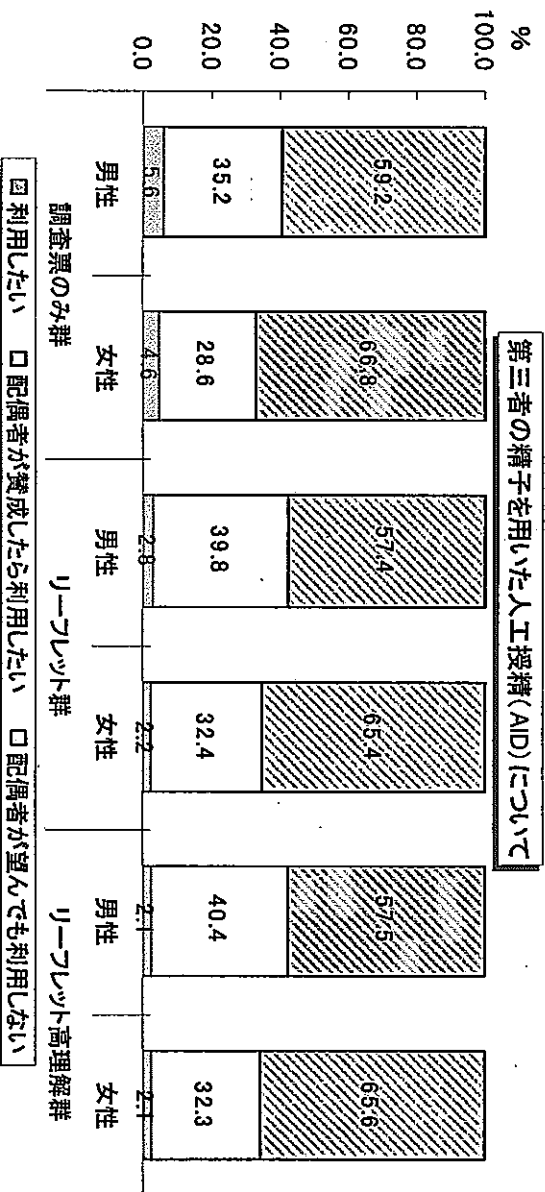
(2) 前回との比較

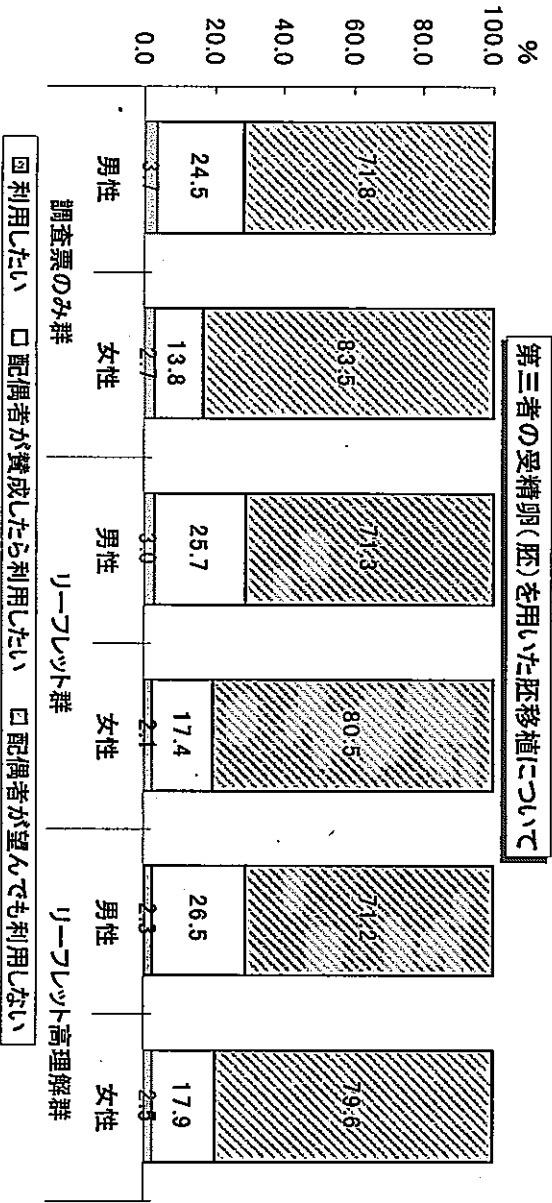
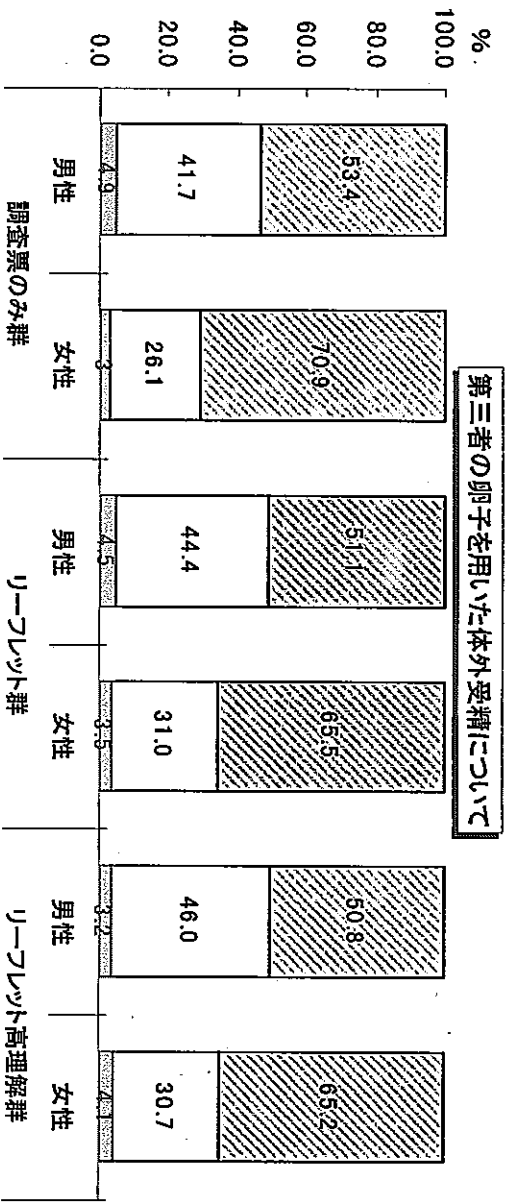
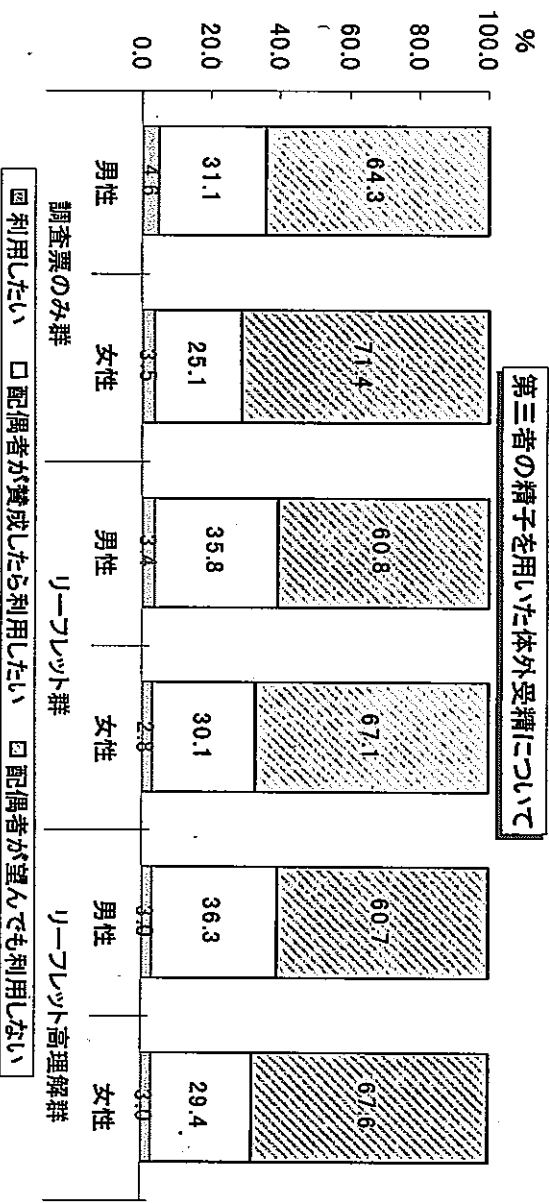
1999年の調査と比較すると、いずれの技術も「利用しない」との回答が減少している。

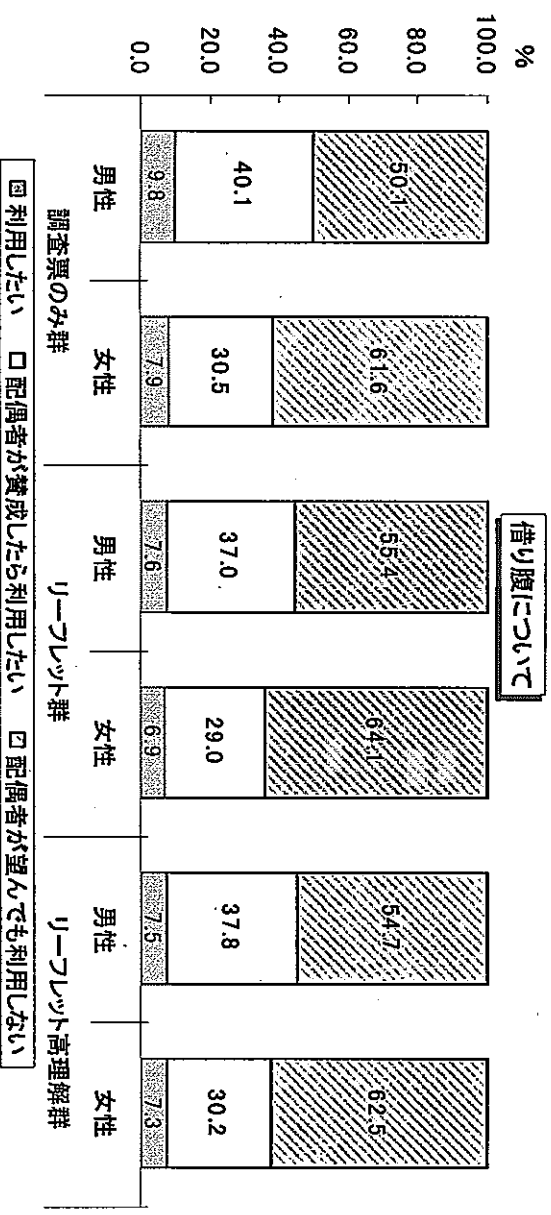
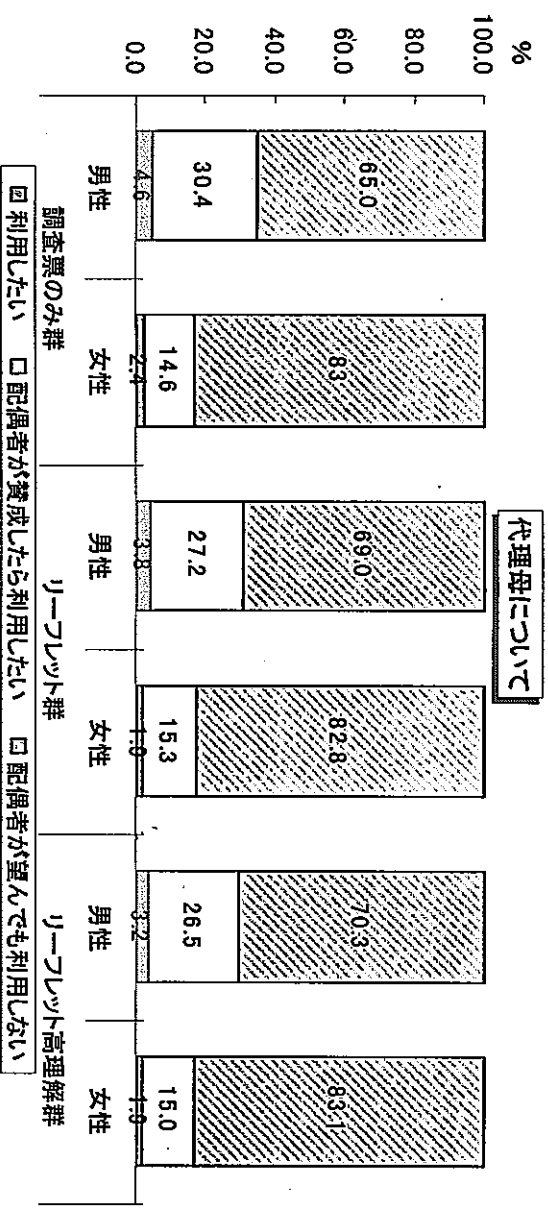


(3) 男女別、「調査票のみ群」「リーフレット群」(リーフレット高理解群を再掲)別集計

全ての技術で、男女差が認められ、男性よりも女性では「配偶者が賛成したら利用したい」という回答が少なく、「配偶者が望んでも利用しない」との回答が多い。







2. 夫婦以外の第三者が妊娠や出産に関わる生殖補助医療技術の是非

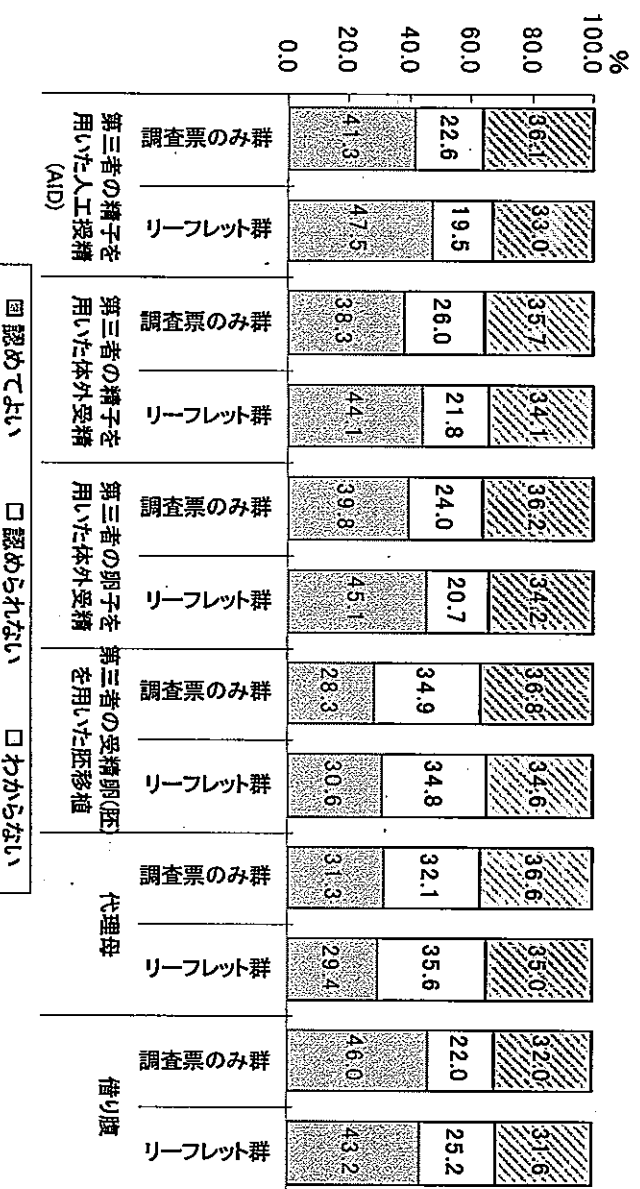
(設問) 一般論として、妊娠できない夫婦が、夫婦以外の第三者が妊娠や出産に関わる生殖補助医療技術を一定の条件の下で使用することを社会的に認めるべきだと思いますか。

(1) 「調査票のみ群」「リーフレット群」別集計

調査票のみ群とリーフレット群で回答に大きな差はない。

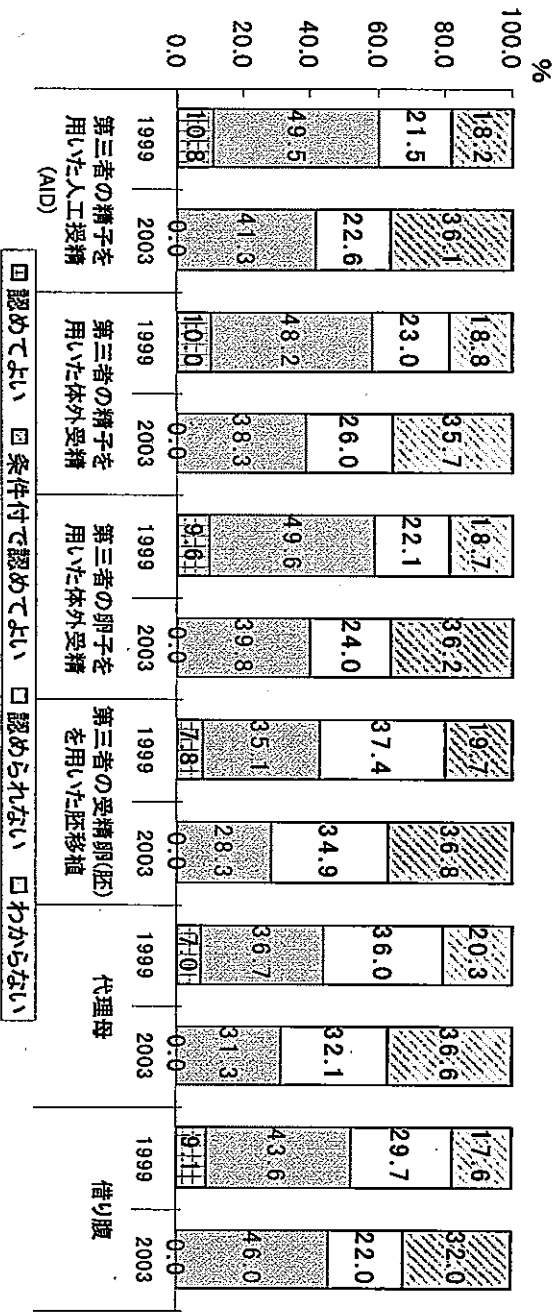
第三者の受精卵(胚)を用いた胚移植、代理母を「認められない」と答えた者が「認めてよい」と答えた者を上回っている。

第三者の精子を用いた人工授精(AID)、第三者の精子を用いた体外受精、第三者の卵子を用いた体外受精、借り腹については約4割が「認めてよい」と答えているが、半数は超えていない。いずれの技術も3割以上が「わからない」と答えている。



(2) 前回との比較

1999年の調査と選択肢が異なる(注)ことから単純に比較できないが、「条件付で認めてよい」、「認められない」の回答から判断して、認めてよいが増加しているとは言えない。



(注) 2003年の調査では「認めてよい」が選択肢に入っていないために単純な比較はできない。

(3) 男女別、「調査票のみ群」「リーフレット群」(リーフレット高理解群を再掲)別集計

ほとんどの技術で、男女差が認められる。リーフレットの高理解群では、「わからない」と答えた者が少なく、その分「認めてよい」、「認められない」と答えた者の割合が多いが、その構成比に大きな差はない。

